

第 86 回入札監理小委員会
議事録

官民競争入札等監理委員会事務局

第 86 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 4 月 10 日（金）18:58～19:38

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. 実施要綱（案）の審議

- 企業・消費者向け教育・研修事業（(独)国民生活センター）
- 国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務

2. その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、稲生専門委員

（(独)国民生活センター）

研修部 井口部長、千塚課長、吉澤主査

経理部 西課長

（国土交通大学校）

柏研修センター 伊藤所長、川尻企画調整官、多賀谷課長、小野塚係長

（事務局）

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官

○樫谷主査 それでは、ただいまから、第 86 回「入札監理小委員会」を開催いたしたいと思いません。

本日は、独立行政法人国民生活センターの企業・消費者向け教育・研修事業、国土交通省大学校柏研修センターの施設管理業務の 2 件の実施要項（案）について、審議を行います。

初めに、独立行政法人国民生活センターの企業・消費者向け教育・研修事業の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国民生活センター研修部の井口部長に御出席をいただいておりますので、意見募集の結果やそれらを踏まえた実施要項（案）の修正点などにつきまして、5 分くらいで御説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○井口部長 それでは、意見募集の結果をお伝えいたします。

○千塚課長 3 月 13 日の審議を経まして、その後、3 月 19 日～4 月 1 日の間、意見募集を行いましたところ、意見はございませんでした。その他、修正点もございませんでした。

○樫谷主査 わかりました。では、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

消費者向けのものと企業向けのトップセミナーと少し切り口が違うのでしょうか。それで意見がなかったというのは、興味がなかったから意見がなかったのか。それとも興味があったんだけど、問題がないから意見がなかったのか。その辺はどうなんですか。そういう意見という意味ではないんだけど、問い合わせみたいなものが少しあったのか。その辺はいかがなんでしょうか。

○千塚課長 具体的な問い合わせもございませんでした。

○樫谷主査 そうですか。これは当然、センターが参加しないということはないと思うんですが、第三者というか、民間の人がいないという批判を浴びてもいけないので、そのハードルがおかしかったのではないかと。切り口がおかしかったのではないかということになってはいけませんので、事前の営業努力ではないですけれども、周知徹底なりをしていただきたいと思います。

2 年以降の実施の企画案については、研修開催の 6 か月前に案を作成してということなんですが、これは民間事業者に企画案を拘束するものではなく、あくまでアドバイスをというふうに考えてよろしいということですね。

ほかに何かございますか。

○稲生専門委員 私も不調に終わらないかどうか心配なんですけど、今回は官民競争入札ですので、そういう意味では是非応募者があってほしいなと祈るような気持ちがあります。悪いことを言ってしまうと、もし不調に終わって、例えば応募者がいないとかいう場合に、事業に差し障りが起きてしまうのでしょうか。やり直す時間はあるんですか。

○事務局 これは官民競争入札ということになりますので、官が落札することになり、事業に差し障りはないと思えます。

○稲生専門委員 そういうことですか。

○樫谷主査 官が入札しても価格面で予定価格より高いということは、理屈ではあり得るわけですね。多分インサイダー情報は入らないわけですね。

○井口部長 そうですね。

○樫谷主査 そういう意味では、入札価格が予定価格を超えているということはありません。

○稲生専門委員 官民の場合にはそうなんですか。官しかいなければ、あとは価格だけの話になって、官が落札になるんですね。当たり前なんですけれども、本当に対等の立場になるわけですね。わかりました。

○樫谷主査 事務局から何かございますか。よろしいですか。

それでは、私から確認の意味も含めて、コメントをしたいと思っております。

まず情報の遮断体制の確保でございますが、先ほども価格の問題も出ましたけれども、独立行政法人国民生活センターにおかれましては、今後行われる企業消費者向け教育・研修事業の官民競争入札の入札手続等の中で、入札実施部門から入札参加部門への情報の漏洩等が起きないように、しっかりとした体制をしていただくとともに、対外的に誤解を招くことのないように十分注意して、手続を進めていただきたいと思います。それが1点。

2点目でございますが、企画書、提案書等の公正・公平な審査を行っていただきたいということで、提出された企画書等の審査の際には、特に官民のどちらかに有利となるような審査と誤解されることがないように、公平・公正な審査をお願いしたいと思います。

また、なるべく多くの外部有識者を含む評価委員会での審議を行っていただき、第三者による客観性を担保していただくようお願いしたいと思います。

先ほどの話ですが、2年目以降の実施企画案に関する意見交換の工程でございますけれども、意見交換の際にセンターが民間事業者の企画案を拘束することがなく、民間事業者の創意工夫が最大限に生かされるよう、運用の段階において十分御配慮いただくようお願いしたい。この3点でございます。

あともう一つ、入札参加者の確保のための営業努力につきましても、是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

それでは、国民生活センターとしては、今、申し上げたことについて、受け入れていただくということによろしゅうございましょうか。

○井口部長 はい。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで4回審議を行いましたが、本日を持って小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

(国土交通大学校柏研修センター関係者入室)

○樫谷主査 それでは、続きまして、国土交通大学校柏センターの施設管理業務の実施要項（案）の審議を行います。

国土交通大学校柏センターの施設管理業務の実施要項につきましては、昨年9月の第53回入札監理小委員会で既に議了しておりますが、このたび実施要項を変更する必要が生じたため、改めて審議をすることにいたしました。

本日は、国土交通大学校柏研修センターの伊藤所長に御出席いただいておりますので、実施要項を変更する必要が生じた経緯や変更点につきまして、15分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○伊藤所長 柏研究センターの所長をしております伊藤でございます。今回はお世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

今、御説明がありましたとおり、私どもは国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務の入札の結果と再度入札公告に向けた見直しについて、御説明をさせていただきます。

まず入札の方の経緯が（1）でございます。先ほど、小委員会の樫谷主査の方から御説明がございましたとおり、こちらの方の御承認をいただきまして、昨年12月に入札の公告を行ったところでございます。この国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務についての入札結果を御報告をいたします。

先ほどの入札公告でございますが、これが12月24日でございます。入札説明会を1月16日に実施いたしまして、各事業者から企画提案書等の提出を2月13日をお願いしたところでございます。

その提出結果を受けまして、3月4日に総合審査委員会。これは私どもの省の内部に設置した委員会でございますが、そちらの方で審査を最終的に確定させまして、3月6日に開札を行ったところでございます。

入札の結果がその次の（2）のところでございます。最初に説明会への参加者は全体で33者の御出席をいただいております。実際の企画提案書の御提出をいただいた方は、全部で7者ございました。

このところが1つポイントになるわけでございますが、残念ながらこの7者のうちの5者につきましては、入札の参加資格に関する事項をチェックいたしましたところ、満たしていないということで、私どもは一応念のために事実関係につきまして、各事業者にもう一度問い合わせましたけれども、やはり参加資格がないという事実が確認できましたので、これは失格とするしかないということで、5者を失格としたところでございます。

具体的な文言等につきましては、この四角の下のところにありますので、後程詳しく説明させていただきます。

残った2者につきまして、開札をしたわけでございますけれども、予定価格内の価格で入札された方がいらっしゃいませんでした。直ちに再度の入札に付しまして、2度目の入札をしたわけでござ

ございますけれども、2回目につきましては1者辞退をされてしまいまして、入札書を入れられた方は1者でございましたが、この者につきましても予定価格内での入札にならなかったということで、最終的に落札がされなかったという結果になってございます。

先ほどの失格になったことに関しまして御説明させていただきますが、これは前回御審議いただきました、国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務民間競争入札の実施要項の3.のところに、入札参加資格に関する事項というのがございまして、その中の(6)におきまして、ここは引用させていただいておりますが、「各業務の実施にあたり、法令上必要な資格を有している者をあたるることができる者であること」ということを入札の参加資格として定めてございます。

更に各業務に必要な資格は一体何かということで、その詳細は別紙2を参照してくださいというふうに、ここまでを(6)の中に記入をしてございます。

添付されております別紙2が仕様書でございます。この中において、設備管理業務という項がございまして、問題になりましたのは、そこがございます総括管理者という資格でございます。その総括管理者の満たすべき資格といたしまして、工業高校卒業または同等以上の知識を有し、下記すべての資格を有する者としてございます。

その下記の部分が、次のページの頭のところのかぎ括弧の中でございまして、全部で①～⑧まで8つ、法定の資格としては①～⑥までの6つでございます。

①第1種電気工事士、②2級ボイラー技士、③第3種電気主任技術者、④危険物取扱者乙種第4種、⑤建築物環境衛生管理技術者、⑥甲種防火管理者、⑦中央監視装置に関し実務経験2年以上の者、⑧常駐勤務が可能な者ということで、こういうふうに定められております。これはそのまま抜粋をしてございます。

失格した5者につきましては、こういうふうに明確に定めておりましたので、このすべての資格を有する総括管理者を選任することができなかったということで、資格の証明書のコピーを添付して出していただいたのですが、これが①～⑥まで6つすべてそろっている者が2者しかございませんでした。

それぞれ抜けているところにつきまして、〇〇の資格についておたくの者はこれをお持ちでないということで添付資料が付いておられないが、資料の付け忘れではないですねということで確認をいたしましたところ、資料の付け忘れではなくて、資格そのものを持っておられないということが確認できたということでございます。

こういう結果になりましたので、私どもはこの入札を再度やるに当たりまして、2つのことを実施してございます。

1つは、実際に入札をされた方につきまして、その原因について聴いたということ。もう一つは、この施設管理業務の専門家の方にアドバイザーということで、私どもはお願いをしてございますが、専門家の意見を聴取するというので、この2つの作業をやってございます。

まず1番目のヒアリングの方でございます。対象といたしましては、最初に私どもの説明会に来ていただいた者。これで者が特定できますので、このすべての者に対しまして、再度入札に向けての見直しをしないといけないので、入札に不参加の理由でありますとか、失格になった原因等につ

いてお知らせ願いますでしょうかということ、私どもからお願いをいたしまして、協力していただけただけ者から、面談していただけた方については面談、メールでお答えいただけるという形の御協力をいただいた方はメール、更に電話でのお話という方につきましては、電話でお話を聴かせていただきました。

その結果、要約いたしますと、やはり一番大きな理由は、今回、入札に参加しなかった理由として、総括管理者の資格要件が厳し過ぎるため、なかなか入札に参加できなかったというのが大きな理由として浮かび上がってまいりました。

今回、特に失格された方に聴きましても、やはり総括管理者の資格要件が厳し過ぎるため、企画提案書を提出するにおいて、すべての資格要件を満たす者を確保できていなかったということで、やはりこの点が問題として出てまいります。

外部の専門家ということで、2つ目の方のチェックポイントでございます。国土交通大学校において、今回の官民競争入札を実施するに当たりまして、外部の専門家3名に市場化テストアドバイザーということで委嘱をしてございます。学識経験者の方、弁護士の方、こういう施設管理を専門にされている方という3名でございます。

このうち、この施設管理の内容的な面の質問でございますので、この施設のビルのメンテナンス、施設管理を専門とされている方に、私どもは意見を求めたという次第でございます。

その結果、同専門家からも施設管理に要求される資格要件が厳しいということをおっしゃっていただきまして、私どもの業務内容等に照らして絞り込むということを考えますと、ここにお示しております第3種電気主任技術者の法定資格と建築物環境衛生管理技術者の資格という2つにするのが適当ではないでしょうかという御意見をちょうだいしたところでございます。ここまでの私どもが2ついたしました作業の結果報告でございます。

以上をまとめまして、再度入札公告へ向けて、どのように対応していくかというのが3.でございます。1番がまず原因の分析でございます。これはここまで説明させていただきましたように、1つは総括管理者の資格について、多くの法定資格を定めているため、対応できる事業者が少なかったということで、この点を改正しなければいけないだろうという点でございます。

金額的な面で落札になっていないということで、金額的な面での検討もしたわけでございますが、この場で具体的な金額の数字を申し上げるのは適切ではないと思いますので、数字は申し上げませんが、金額面が障害となって落札しなかったわけではないということで、やはり問題としては総括管理者の資格の部分だけというのが私どもの分析でございます。

その資格につきまして見直した結果、6つの法定資格のうち4つを削りまして、結果といたしましては、先ほど専門家の方からお示しいただきました、第3種電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者の2つの資格を残して、残りの第1種電気工事士、2級ボイラー技士、危険物取扱者乙種第4種、甲種防火管理者の4つの資格については、今回必要としないという形の見直しにしようとしておるものでございます。

併せまして、今回この再度の入札に向けての事務上の期間がどうしてもかかりますので、私どものスケジュールをつくって見ておりますと、大体3か月かかるということで、この4月から6月い

っばい、この手続の期間を見てございます。

その関係で、今回の入札にかかります対象期間につきまして、今年の7月1日からということに始まりの時点を変えさせていただきまして、合計36か月だったものを33か月の期間というふうに期間の変更をさせていただいてございます。

今回の実施要項の見直しではないんですが、今回その入札の失格が出てしまったということで、これを防止するための工夫ということで、次のページに参考的にイメージとして付けておるんですが、法定資格のチェックリストをつくらせていただいて、そこに事業者の方へ名前を書き添えて、確かにその法定の資格の免状のコピーを付けたということ、いわゆるチェックリスト的に使っていただいて、失格等が生じないようにしていただこうという意味で、これは要項の部分ではないんですが、こんな工夫もさせていただくということで、御紹介させていただいたというものでございます。

以上が、今回、私どもが検討しております部分の主な改正点の御説明でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○稲生専門委員 不調は大変残念でございます、その後のプロセスもきちんと踏まえておられますので、今度は期待したいと思っています。

一応確認なんです、資料2-2の2ページ目のヒアリング結果のところ、要は入札に参加しなかった理由と失格の原因をこういうふうにお聴きになっているんですが、資格要件が厳し過ぎるという具体的な中身として、何かあったのかどうか。挙げられたのかどうか。

つまり、その後の(4)の専門家の御意見ということで、第3種電気主任と建築物環境衛生管理に関しては残すのが適当と言っていますけれども、実はこれがネックになっているとすれば、次もまた不調になる危険性もあるものですから、確認の意味で、ヒアリング結果で資格要件が厳し過ぎるという、どの資格が厳しかったのかとか、そこら辺の聴取をされたかどうかだけ教えていただければと思います。

○伊藤所長 それについても、私どもはヒアリングで聞いておるんですが、事業者によってまちまちに分かれてございます。かなり多くの資格が必要だと言われる事業者の方もいらっしゃいました。非常に厳しいので、ここに示しております2つの資格を「かつ」ではなく「または」にしてほしいと言われた方もいらっしゃいました。

ですから、そういうふうな形で、事業者の方によって意見が分かれたので、これにつきましては専門家の方に意見を聞くのがいいだろうということで、そういう手続をとらせていただきました。

○稲生専門委員 それから、常駐勤務が可能かどうか。これは恐らく大丈夫だと思うんですが、中央監視装置に実務経験2年というのは重たくはないんですか。これは一般的にこういう方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○伊藤所長 中央監視装置の装置そのものは、電気設備を監視したり空調施設を監視したりするのをばらばらに設置しておりますと、ばらばらに見て回らなければいけないんですけれども、そうすると常時見るためには人がたくさん要りますので、1か所で単に計器盤が見れるようにしていると

いう施設でございまして、こういう中央監視室というところをもって、そこにまとめてメーター類があるという設備でございます。

そこで監視する対象というのは、情報を一元的に見ていて、何か異常があったときに、異常があるなということを見て取るという作業でございますので、これにつきましては、それほど珍しいものではないのではなかろうかと思っておるところでございます。

○稲生専門委員 わかりました。むしろばらばらに監視装置があって、それを総括的に管理するよりも、今回のような中央で監視する方が容易であると。こういうケースは多いと。承知しました。私からは以上です。

○樫谷主査 これは1者辞退されましたね。辞退の理由は何かお聞きになりましたか。

○伊藤所長 これは辞退という仕組みそのものが入札で金額を入れますと、それで金額が合わなかったときに、2回目ですから、それより当然低い金額を入れてくださいということなんですが、そこで金額を入れない。要するに私は金額を入れることを辞退しますということです。

○樫谷主査 再度入札を辞退されたということですね。

○伊藤所長 はい。

○樫谷主査 それはやはり安かったというか高かったというか、そういう事情ですか。

○伊藤所長 想像になりますけれども、1回目に自分で思った金額で入れて、それで落ちなかったので、更に下げるとしんどいと思われたと思われまして。この者については、実はヒアリングをさせていただきますというお願いを私どもはしたんですが、御協力がいただけませんでした。

○樫谷主査 わかりました。何となく、1者辞退で、もう1者は入札したものの予定価格を超えるので、先ほど御説明がありましたけれども、金額面で、2者とも辞退なり2回目の入札をしても予定価格を超えたので、どうなのかなという感じはしたんですが、確認をした上で予定価格は決して不合理ではないということですね。

○伊藤所長 はい。

○樫谷主査 わかりました。あとは66ページで、技術的なところなんですが、「4. 従事者の資格」の(2)がございましてね。「工業高校卒業または同等以上の知識を有する者であって、該当作業に応じた下記の資格等を有し、実務経験1年以上の者」とあって、その③に改めて実務経験1年以上の者と書いてあるんですが、この実務経験1年以上の者は①、②にもかかるのか。それとも、もともと工事士とか資格を持っているということは、実務経験が当然1年以上あるから資格があると考えられるのか。これはどのように考えたらよろしいのでしょうか。

○伊藤所長 この実務経験は、中央監視装置に関して、見ている経験が1年以上ある人ということです。

○樫谷主査 これを見ると「該当作業に応じた下記の資格等を有し、実務経験1年以上の者」と書いてあるので、資格があって、かつ1年以上かなと読めてしまったので、そういうふう考えたんです。

○稲生専門委員 両方ということですか。電気工事とボイラー技士を持っていて、中央監視以外でもいいから実務経験がある。でも、③で中央監視装置に関して、更に念押しをしているというこ

とですか。

○樫谷主査 ③の中央監視措置には要るんだけど、総括管理者の資格は別に実務経験は要らないと理解していいんですか。

○稲生専門委員 ちょっと不思議な感じがしますね。

○樫谷主査 新しく作っていただいた実施要項案には、そういう資格については書いてあるんですが、実務経験の記載は中央監視装置についてだけあるだけでほかはないのでね。

○多賀谷課長 今回、必要法定資格一覧の方につきましては、資格を証明するものを出していただく都合もあって、基本的には資格を証明するものを前提にまとめさせていただいております。

○樫谷主査 ただ、その1年以上かどうかは、資格を取ったのが2年前だったら間違いなくあると見るのか、実務経験はどういうふうな書類を提出するということになっているんですか。だれかの証明が要るということですか。その会社に勤めていたら、その会社が出せると思うんですけれども、証明する書類は添付して出すんですか。

○多賀谷課長 経歴書です。

○樫谷主査 経歴書で見るということですね。2種電気工事士の方も2級ボイラー技士の方も実務経験1年以上の者ということで、これはこれで合っているということですね。要するに資格を有して実務経験1年以上というのは、66ページの4.の(2)が正しいと考えてよろしいわけですね。

○伊藤所長 はい。

○稲生専門委員 逆に言うと、総括管理者というのは中央監視の言ってみればメーターが見ればいいのであって、電気主任の技術とか衛生管理については資格だけあって、実際にいじる経験がなくてもいいということでもいいわけですね。ところが、総括管理者以外の人は中央監視だけではなくて、細々した管理業務についても実務経験がないと、ちょこちょこ調整することができないから困ると。だから、あえて括弧をして、(2)で総論部分というんでしょうか。実務経験1年以上というのがあつたりなかったりするという理解でいいんですか。

そういうのになれば、(2)の方も実務経験1年以上の者というのは、なくてもいいような気がしますし、今度は中央監視装置の実務経験があるんだけど、実際の補修みたいなことはできない可能性があるんで、あえて(2)の最初の文章の中に実務経験ということで、電気工事もできるし、ボイラー技士も実際に壊れたものを修理したことがあるとかいうことで1年以上と入れたのかなということなんですけど、そこはどうなんでしょうか。

○樫谷主査 専門的なことは、恐らく答えにくいところがあると思いますけれども。

○伊藤所長 基本的にここの役割は、総括管理者の方は常時見ていただいて、何かあったときに即座に応急措置をしていただくということで、常駐の義務が基本的にはかかっていまして、常に見ていただいて、その場で対処をやっていくと。

その他の従事者の方につきましては、常駐義務がかかっておりませんで、それぞれ当該作業に応じた下記の資格ですから、作業が出てきたり、必要性があるときに来ていただいて、対処していただくという位置づけです。

○稲生専門委員 実際に修理したりするのは、結局(2)の人たちということになるわけですね。

(1) の人はそういう意味では、いわば判断業務ですね。

○伊藤所長 (1) は勿論メインはそうですし、それぞれ電気ですから、実際に工事をやるに際しては、例えば先ほど落としました第1種電気工事士というのは、一定以上の工事を実際に自分がやる時には必要な資格なんです。ですから、まさにそういう工事をやる時には法的資格ですから、当然持っていたかなければいけないんですけども、必ずしも総括責任者が持っていなくてもいいと。工事が必要になったら、その工事に応じて必要な資格を持った者に来てやっていただく。

○稲生専門委員 主任技術者ということで技術面は一応わかると。何らかの判断はできると。

○伊藤所長 これは判断して指揮する方です。実際に工事をやる能力ではなくて、そちらを見ている資格ですので、そちらが必要だと。

○稲生専門委員 そうであれば、実務は合っているんでしょうね。

○樫谷主査 それでは、一応念のために、ここに少し書いておかれた方がいいのかもわかりません。よく読めばわかるんですけども、せっかく書いていただいたんだから、この一覧表のところに実務経験も少しわかるように。

○伊藤所長 わかりやすくなるような工夫をさせていただきたいと思います。

○樫谷主査 一覧表のところ「C. 設備保守点検」というのがあります。第1種または第2種電気工事士と書いてあるんですが、こちらの総括の方では第1種電気工事士が求められているわけですが、総括責任者としては、これは別に特に要らなくなったわけですね。

したがって、その他の従事者だと思うんですが、1種または2種ということで、別に1種でなくても2種で十分だと。

○伊藤所長 むしろここは保守点検をしにくる業務でございますので、設備保守点検をするときにそれぞれ必要な法定資格を持っていてくださいということですので、物的には恐らく2種で行けるんだろうと思いますけれども、対象がどうしても1種でなければいけないときには、当然1種の人に来ていただくということです。

○樫谷主査 できる範囲が違うということですね。

○伊藤所長 法律でそれぞれできる範囲が決まっています。

○樫谷主査 そうすると、それに応じた方に来ていただくという話ですね。

○伊藤所長 ですから、ある意味ではここら辺は念のための規定みたいなところもあるんです。法律ですから当然守っていただかなければいけないので、私どもは役所ですので、ちゃんと守ってくださいねということを行っているということです。

○樫谷主査 どうぞ。

○関参事官 この一覧表ですけども、細かい点で恐縮ですが、総括管理者の従事者の氏名が資格ごとく書いてあるんですけども、これは同じ方がこの資格をすべて持っていてくださいよということですね。

○伊藤所長 総括管理者はそうです。

○関参事官 本文を読めば間違える方もいないと思いますが、更に誤解を防ぐためには、総括管理者の従事者氏名の欄は、むしろ1つにまとめておいた方がいいのではないかと思います。

○伊藤所長 そこら辺はおっしゃるとおりでございます。工夫の余地があるかと思えます。

○事務局 すみません。もう一点、事務局から御質問なんですけれども、もともと総括管理者に求めていた6個の法定資格のうち、見直しをされて2つに絞られているんですが、この中で④危険物取扱者乙種第4種という資格と、⑥甲種防火管理者というもともとあった資格が、この新しい必要法定資格一覧の中にはないように見えるんですけれども、これはもう求めなくなったというのは、それでよいのかどうかという疑問としてあるんですが、そこのところはいかがなんでしょうか。

○伊藤所長 まず最初の危険物取扱者乙種第4種につきましては、私どもは自家発電用の発電装置を持ってしまして、これの燃料ということで軽油を若干貯蔵しております。一定量以上の軽油を持っておると危険物取扱主任者が必要だということになるわけですが、法定の資格と照らし合わせたところ、私どもは数字的にはぎりぎり、なくても大丈夫だという数字でございます。

安全のためには実はそういう知識があった方が望ましいということで、特に私ども国の施設が自らそういう災害等を起こしてはいけないということでやっておったわけですが、やはりこういうところで、ぎりぎりのところまで資格を絞り込むという立場に立ってみますと、そこはどうしても義務づけなければいけないかという、そこは義務づけからは外れだと。ただ、持っていただく方が望ましいことは望ましいんですが、そこら辺は業者の方がどういうふうに考えて判断されるかの部分だろうということです。

甲種防火管理者につきましては、一定以上の施設について避難の計画をつくったり、その火災のときの対応をする者でございますけれども、実はこれの本当の義務づけがかかっているのは、職員が持たなければならないというのが一番の義務でございます、実は私どもの施設では、総務課長が歴代この甲種防火管理者を取るということで対応をしております、私どもの施設の方に完全な資格を持った者がおりますので、それと一体となって動いていただけるには知識があった方がいいんですけれども、義務づけるかという、義務づけなくていいのではなかろうかということです。

○樫谷主査 わかりました。よろしいですか。

それでは、本実施評価につきましては、入札監理小委員会としては、これで了承したものとして、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告、資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、国土交通大学校におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施いただきますようお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理した上で、各委員にその結果を送付したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

(国土交通大学校関係者退室)

○榎谷主査 それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了します。なお、次回の開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。

引き続き、事後打ち合わせを行いますので、傍聴者の方がいらっしゃったら退室をお願いしたいと思います。